

Japan Tax Newsletter

デロイト トーマツ 税理士法人

2021年12月13日号

【速報】 令和4年度税制改正大綱 ダイジェスト

令和3年12月10日、与党より令和4年度与党税制改正大綱（以下「大綱」）が公表された。

大綱では、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトに、新しい資本主義の実現に取り組むこととされている。そのために、賃上げに係る税制措置の抜本的強化（給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度の改組）やオープンイノベーション促進措置の拡充が予定され、新たなビジネス産業の創出を進めるとともに、既存企業の事業革新を促し、付加価値の向上につなげることとされている。

令和4年4月1日に適用開始が迫っているグループ通算制度については、経済界からの指摘が多かったいわゆる買収プレミアム問題へ対応するため、投資簿価修正制度の内容の一部見直しが行われる。

また、令和4年度税制改正に具体的な内容が含まれるものではないが、現在同時進行中のOECD及びG20において議論されているデジタル課税・グローバルミニマム課税の導入についても、今後の制度改正に向けた方向性の表明が、1ページを占めて宣言されており、令和5年度税制改正以後に大きな改正が予測されることである。

さらに、令和4年1月1日から施行される電子取引の取引情報に係る電子保存義務化について、対応が困難な事業者の実情に配慮するため2年の猶予期間を設ける宥恕規定が整備される。

大綱に掲げられた改正項目のうち、主要な項目は、以下のとおりである。

なお、以下の内容は大綱に基づくものであり、実際の適用に当たっては、令和4年3月までに成立が見込まれる関連法令等を確認する必要がある点に、留意されたい。

法人課税

1. 給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度の改組（p47、p55）

給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度のうち新規雇用者に係る措置（人材確保等促進税制）が改組され、以下のように、継続雇用者に対する給与等支給額を増加する場合の税額控除制度とされる。

- 青色申告書提出法人が、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合に以下の税額控除ができることとされる。

| 適用要件 | 税額控除（最大30%） |
|---|--------------------------|
| 雇用者給与等支給額 > 比較雇用者給与等支給額（改正無し） | — |
| 継続雇用者給与等支給額 \geq 継続雇用者比較給与等支給額 $\times 103\%$ | 控除対象雇用者給与等支給増加額の15%の税額控除 |
| 継続雇用者給与等支給額 \geq 継続雇用者比較給与等支給額 $\times 104\%$ | 上記税額控除率に10%加算され、25%へ |
| 教育訓練費 \geq 比較教育訓練費 $\times 120\%$ | 上記税額控除率に5%加算され、20%/30%へ |

- 控除税額は当期の法人税額の 20% を上限
- 資本金の額等 ≥ 10 億円かつ常時使用する従業員数 $\geq 1,000$ 人である場合には、給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項をインターネットを利用する方法により公表したことを経済産業大臣に届け出ている場合に限り適用される。

中小企業における所得拡大促進税制についても、税額控除率の上乗せ措置が次のように見直された上、適用期限が 1 年延長される。

| 適用要件 | 税額控除 (最大 40%) |
|--|--|
| 雇用者給与等支給額 \geq 比較雇用者給与等支給額 $\times 101.5\%$ (改正無し) | 控除対象雇用者給与等支給増加額の 15% の税額控除 (改正無し) |
| 雇用者給与等支給額 \geq 比較雇用者給与等支給額 $\times 102.5\%$ | 上記税額控除率に 15% 加算 (現行 10%) され、30% \wedge |
| 教育訓練費 \geq 比較教育訓練費 $\times 110\%$ | 上記税額控除率に 10% 加算され、25%/40% \wedge |



POINT:

大企業向け制度は、「継続雇用者給与等支給額」が、3%又は 4%以上増加しているかにより適用判定を行い、実際の税額控除額は「雇用者給与等増加額」に基づき算定する。教育訓練費が 20%以上増加した場合の上乗せ控除も加算されると、最大で給与増加額の 30%の税額控除が可能となる。ただし、一定規模以上の大企業については給与引上げ方針等を公表したことを経済産業大臣に届け出ている場合に限り適用されるため、留意が必要となる。

中小企業向け制度は、現行同様「雇用者給与等支給額」により適用判定を行う。雇用者給与等支給額が 2.5%以上増加し、教育訓練費も 10%以上増加した場合、最大で給与増加額の 40%の税額控除が可能となる。

2. 大企業につき研究開発税制等の税額控除規定を適用できないこととする措置の見直し (p48)

大企業について研究開発税制等の一定の租税特別措置が停止される措置について、資本金の額等が 10 億円以上であり、かつ、常時使用する従業員数が 1,000 人以上である場合及び前事業年度の所得金額が零を超える一定の場合のいずれにも該当する場合には、継続雇用者給与等支給額に係る要件を、現行の「継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えること」から、「継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が 1%以上 (令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度にあっては、0.5%以上)」と強化される。



POINT:

令和 3 年度税制改正により見直しが行われた大企業についての一定の租税特別措置の停止措置について、収益が拡大しているにもかかわらず賃上げに消極的な大企業に対し、停止措置がさらに強化されるものである。

3. オープンイノベーション促進税制の拡充 (p49)

一定のスタートアップ企業 (特別新事業開拓事業者) に対し一定の要件を満たす出資をした場合に、取得株式の取得価額の 25%相当額を課税所得から控除できる課税の特例について、要件が緩和された上で、その適用期限が現行の令和 4 年 3 月 31 日から令和 6 年 3 月 31 日まで 2 年延長される。

- 出資の対象となる特別新事業開拓事業者の要件のうち設立日以降の期間に係る要件について、売上高に占める研究開発費の額の割合が 10%以上の赤字会社に対しては、設立日以後の期間を 15 年未満 (現行: 10 年未満) とする
- 対象となる特定株式の保有見込期間要件における保有見込期間の下限及び取崩し事由に該当することとなった場合に特別勘定の金額を取り崩して益金算入する期間を、特定株式の取得日から 3 年 (現行: 5 年) とする

4. 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は又は特別控除の見直し (5G 投資促進税制) (p54)

認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は特別控除について、次の見直しが行われた上、その適用期限が 3 年延長される。

- 特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資する基準

- 特定高度情報通信技術活用システムを構成する上で重要な役割を果たすものの要件
- 税額控除率

5. 交際費等の損金不算入制度の期限延長 (p55、64)

交際費等の損金不算入制度について、その適用期限が2年延長されるとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例期限が2年延長される。

中小法人に係る損金算入の特例の適用期限についても、2年延長される。

6. 環境負荷低減事業活動用資産・基盤確立事業用資産の特別償却 (p56)

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（仮称）の制定を前提に、一定の実施計画の認定を受けたものが環境負荷低減事業活動用資産（環境負荷の原因となる生産資材の使用量を減少させる設備等）・基盤確立事業用資産（化学農薬・化学肥料に代替する生産資材を製造する設備等）の取得等をして、環境負荷低減事業活動（仮称）等の用に供した場合には、その取得価額の32%（建物及びその附属設備並びに構築物については16%）の特別償却ができることとされる。

7. 隠蔽仮装行為に基づく確定申告書等における簿外経費の取扱い (p57)

法人が、隠蔽仮装行為に基づき確定申告書を提出している場合又は無申告の場合には、これらの確定申告書に係る事業年度の売上原価の額（販売した資産の取得に直接要した額等を除く）並びに費用の額等のうち、取引の事実・金額の存在が帳簿書類等から明らかでなく、税務当局による反面調査等によっても認められないものについては、その法人の所得の計算上、損金の額に算入しないこととされる。

上記の改正は、令和5年1月1日以後に開始する事業年度から適用される。

8. みなし配当の計算方法等の見直し (p58)

みなし配当の計算方法等について、次の見直しが行われる。

- 資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算の基礎となる払戻等対応資本金額等及び資本金等の額の計算の基礎となる減資資本金額は、その資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額を限度とされる
- 種類株式を発行する法人が資本の払戻しを行った場合におけるみなし配当の額の計算の基礎となる減資資本金額は、その資本の払戻しに係る各種資本金額を基礎として計算することとされる



POINT:

最高裁判所令和3年3月11日判決（令和1(行ヒ)333）において、利益剰余金と資本剰余金の双方を原資とした、いわゆる混合配当についての税務上の判断が示され、現行の法人税法施行令23条1項4号の規定は、資本剰余金の減少額を超えて税務上の資本金等の額の減少額が計算される部分について、法人税法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効というべきであるとされた。

これに対応し、混合配当についての税務上の資本金等の額の減少額について、資本剰余金の減少額を上限とするよう改正を行うものである。

なお、令和3年10月25日に国税庁のウェブサイト「最高裁判所令和3年3月11日判決を踏まえた利益剰余金と資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当の取扱いについて」が公表されており、本改正と同様の取扱いが過去に遡って適用されることとされており、納税者の状況により国税通則法の規定に基づき期限内であれば更正の請求を行うことが可能である。

9. 少額減価償却資産・一括償却資産について貸付けの用に供した資産の除外 (p59、65)

以下の制度について、対象資産から、貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供したものが除外される。

- 少額（取得価額が10万円未満）の減価償却資産の取得価額の損金算入制度
- 一括償却資産の損金算入制度
- 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

10. グループ通算制度の投資簿価修正制度の見直し (p67)

通算子法人の通算グループ離脱時に、その離脱子法人の株式を保有する各通算法人において、離脱子法人株式の投資簿価修正をするにあたり、離脱子法人株式の帳簿価額とされる金額（離脱する通算子法人の簿価純資産価額）にその資産調整勘定等対応金額を加算できる措置がとられる。

- 資産調整勘定等対応金額 = 離脱子法人の通算開始・加入前に通算グループ内の法人が時価取得した子法人株式の取得価額のうち、その取得価額を合併対価としてその取得時にその通算子法人を被合併法人とする非適格合併を行うものとした場合に資産調整勘定又は負債調整勘定として計算される金額に相当する金額
 - 子法人株式の時価取得が段階的に行われる場合又は通算グループ内の複数の法人により行われる場合には、各通算法人の各取得時における調整勘定として計算される金額×取得株式数割合の合計額
 - 当該通算子法人を被合併法人等とする非適格合併等が行われた場合には零
- 連結納税制度からグループ通算法人に移行したグループの連結開始・加入法人についても対象
- 離脱子法人の株式を保有する各通算法人において、以下の両方に該当する場合に限られる
 - その離脱子法人に係る資産調整勘定等対応金額について離脱時の属する事業年度の確定申告書等にその計算に関する明細書を添付が必要
 - 計算の基礎となる事項を記載した書類を保存
- 対象となる離脱子法人からは、主要な事業の継続が見込まれないことにより離脱等に伴う資産の時価評価制度の適用を受ける法人が除かれる



POINT:

令和4年4月以降の連結納税制度からグループ通算制度への移行に伴い、離脱子法人株式についての投資簿価修正制度は大幅改正が予定されている。この改正に伴い、過年度に支出した買収プレミアムが損金算入機会を失うことにつき、税制改正要望があがっていたところである。本見直しに伴い、要件を満たせば、過年度の買収プレミアムにつき損金算入することが可能となるため、頻りにM&Aを行う日系企業においてもグループ通算制度のより積極的な活用が見込まれるものと予想される。

ただし、特に子法人買収時から相当期間が経過している場合などには、資産調整勘定等対応金額算定上子法人が保有する土地・株式等の買収当時の時価の入手等につき実務上の困難が生じることが予想される。

11. 大法人に対する法人事業税所得割の税率の見直し (p71)

外形標準課税適用法人に係る法人事業税の所得割について、年400万円以下の所得の部分の0.4%の標準税率及び年400万円超800万円以下の所得の部分の0.7%の標準税率を廃止するとともに、これらの部分の標準税率を1%とする等の所要の措置がとられる。

上記の改正は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。

12. 完全子法人株式等に係る配当等についての源泉徴収の廃止 (p26)

一定の内国法人が支払を受ける配当等で次に掲げるものについては、所得税を課さないこととし、その配当等に係る所得の源泉徴収は行わないこととされ、令和5年10月1日以後に支払を受けるべき配当等について適用される。

- 完全子法人株式等に係る配当等
- 配当等の支払に係る基準日において、当該内国法人が直接保有する他の内国法人の株式等の発行済株式等の総数に占める割合が3分の1超である場合における当該他の法人の株式等に係る配当等



POINT:

完全子法人株式等（株式等保有割合100%）及び関連法人株式等（株式等保有割合3分の1超）に係る受取配当等については、配当等計算期間にわたる継続保有を要件に、受取法人において100%益金不算入となるが（関連法人株式等の配当等については負債利子控除後の金額）、現行法ではいったん源泉徴収することとされている。これらの配当等に係る源泉徴収が不適用となる。なお、3分の1超保有する場合の判定は、あくまでも配当等基準日時点の現況により行い、継続保有要件は課されない見込みである。

国際課税

1. 過大支払利子税制の見直し (p76)

外国法人について、いわゆる過大支払利子税制が適用される対象が以下のとおり拡大される。

| | 改正前 | 改正後 |
|--------------------|---------------|---|
| 恒久的施設を有する 外国法人 | 恒久的施設帰属所得 (A) | (A) + 恒久的施設帰属所得以外の法人税 の課税対象となる国内源泉所得 |
| 恒久的施設を有しない 外国法人 | — | 法人税の課税対象となる国内源泉所得 |



POINT:

国内に PE を有しない外国法人であっても、法人税の課税対象となる国内源泉所得（例：国内の不動産の賃料）を有する場合には、過大支払利子税制の適用対象とされる。

2. 外国子会社合算税制の見直し (p76)

特定外国関係会社等の判定における保険委託者特例に関する「一の保険会社等」及び「その一の保険会社等との間に特定資本関係のある保険会社等」の範囲についての拡充が行われる。

3. 子会社株式簿価減額特例の見出し (p78、79)

子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避を防止するための措置（子会社株式簿価減額特例）について、次の見直しが行われる。

- 適用除外要件（特定支配日利益剰余金額要件）の判定の見直し
子法人の対象配当等の額に係る決議日等の直前事業年度終了の日の翌日からその対象配当等の額を受けるまでの期間内にその子法人の利益剰余金の額が増加した場合において、一定の書類保存を要件に、適用除外の計算式上、一定の調整計算を行うことが認められる。
- 適用回避防止規定（子法人を経由した配当を用いたスキームへの対応）の適用対象の見直し
子法人を経由した配当を用いた租税回避スキームに対応する適用回避防止規定について、10年超支配要件を満たさない孫法人の全てが、設立以来継続して子法人との間に特定支配関係がある場合等、課税上弊害がないと考えられる一定のケースについては、その適用の対象から除外される。
- その他所要の措置が講じられる

上記の改正は、令和2年4月1日以後に開始する事業年度において受ける対象配当等の額について適用される。



POINT:

適用除外要件（特定支配日利益剰余金額要件）の判定や適用回避防止規定（子法人を経由した配当を用いたスキームへの対応）の適用対象が見直しされることにより、子会社株式簿価減額特例の適用が一部緩和される。

個人所得課税

1. 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について適用期限の延長等 (p16)

令和3年12月31日に適用期限を迎える住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について適用期限の延長等の措置がとられる。

- 適用期限（令和3年12月31日）が令和7年12月31日まで4年延長される
- 住宅の取得等をして令和4年から令和7年までの間に居住の用に供した場合の控除率が0.7%に引き下げられる。また、居住年や住宅の性能に応じて住宅借入金等の借入限度額及び控除期間等が定められる

- 新築住宅に令和4年、5年に居住した場合には、原則的な借入限度額が3,000万円、控除期間が13年（現行10年）となり、令和6年、7年居住の場合には、原則的な借入限度額が2,000万円、控除期間が10年となる
- 省エネ基準適合住宅、認定住宅等に居住した場合には、その住宅の性能、居住年に応じ借入限度額が3,000万円～5,000万円、控除期間が13年に引き上げられる
- 既存住宅を取得した場合にも、新築住宅を取得した場合に準じた所要の措置が講じられる
- 適用対象者の所得要件が2,000万円以下（現行：3,000万円以下）に引き下げられる



POINT:

住宅ローン控除額が利息の支払額を上回っているとの指摘があり、これに対応するため控除率を借入残高の0.7%に縮減（現行1.0%）するとともに、カーボンニュートラル実現のため良質の住宅の取得については、住宅の性能に応じ、借入限度額の上乗せ及び控除期間の延長の対象とされることになった。

資産課税

1. 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度の見直し（p34）

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限が1年延長される。



POINT:

令和5年3月31日までに特例承継計画を都道府県に提出することを要件に令和9年12月31日までの相続・贈与に関して納税猶予の特例制度を適用することができる。

新型コロナウイルス感染症の影響により次世代への事業承継の時期が後ろ倒しになっている傾向にあり、事業承継税制の特例承継計画の申請ペースが鈍化している状況を踏まえ、特例承継計画の提出期限を1年延長した令和6年3月31日となることが予定されている。

消費課税

1. 適格請求書等保存方式に係る見直し（p71）

適格請求書等保存方式について、以下の見直しが行われる。

- 免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者になることができることとされる
- 上記の適用を受けて登録日から課税事業者となる適格請求書発行事業者（その登録日が令和5年10月1日の属する課税期間中である者を除く）のその登録日の属する課税期間までの各課税期間については、事業者免税点制度が適用されない
- 仕入明細書等による仕入税額控除は、その課税仕入れが他の事業者が行う課税資産の譲渡等に該当する限り、行うことができることとされる
- 区分記載請求書の記載事項に係る電磁的記録の提供を受けた場合について、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用を受けることができることとされる
- そのほか所要の措置がとられる

納税環境整備

1. 帳簿の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の整備（p85）

一定の帳簿に記載すべき事項に関し所得税、法人税又は消費税に係る修正申告書の提出等の前に、国税庁等の職員から帳簿の提示又は提出を求められ、かつ、帳簿の提出等をしなかった場合又は帳簿に記載すべき事項のうち売上金額等の記載が不十分な場合に該当するときは、当該帳簿に記載すべき事項に関して生じた申告漏れ等に課される過少申告加算税等について、通常課される額に申告漏れ等に係る税額の10%又は5%に相当する額を加算するほか、所要の措置がとられる。

上記の改正は、令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用される。

2. 財産債務調書制度等の見直し (p86)

財産債務調書制度等について、次の見直しが行われる。

- 財産債務調書の提出義務者に、その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が10億円以上である居住者が追加される（令和5年分以後の財産債務調書について適用）
- 財産債務調書の提出期限について、その年の翌年の6月30日（現行：その年の翌年の3月15日）とされる。国外財産調書についても同様とされる（令和5年分以後の財産債務調書又は国外財産調書について適用）
- 提出期限後に財産債務調書又は国外財産調書が提出された場合の宥恕措置の見直し（令和6年1月1日以後に財産債務調書又は国外財産調書が提出される場合について適用）
- そのほか所要の措置がとられる



POINT:

財産債務調書、国外財産調書については、その提出期限が緩和される一方、高額な資産保有者について所得基準にかかわらず提出義務が課されることとなる。

3. タイムスタンプの国による認定制度の創設に伴うスキャナ保存制度等の整備 (p90)

国税関係書類のスキャナ保存制度及び電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度のタイムスタンプ要件について、現行は一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプを付すことになっていたが、改正後は国による信頼性の裏付けを持った総務大臣の認定する時刻認証業務に係るタイムスタンプを付すことになった。

この規定は、令和4年4月1日以後に行われる国税関係書類又は電子取引に係る電磁的記録について適用されるが、令和5年7月29日までの期間は経過措置が設けられ、従前どおり一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプを付すことも認められる。

4. 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行のための宥恕措置の整備 (p90)

申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの期間は、税務署長が電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存することができなかったことについてやむを得ない事情があると認め、かつ、保存義務者が質問検査権に基づく電磁的記録の出力書面の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている場合には、法令に定める保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができることとする経過措置が設けられる。

また、上記電磁的記録の保存要件への対応が困難な事業者の実情に配慮し、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の出力書面等を保存している場合には、保存義務者から納税地等の所轄税務署長への手続を要せず、その出力書面等による保存を可能とするよう、運用上、適切に配慮がなされる予定である。

上記の改正は、令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報について適用される。



POINT:

令和3年度税制改正により電子取引については令和4年1月1日より電磁的記録の出力書面による保存は認められなくなったが、事業者側からのシステム準備が間に合わないといった要望を踏まえ、「やむを得ない事情」がある場合等には、法令に定める要件を充足しなくても電磁的記録の保存をすることができるという2年間の宥恕措置が設けられることになった。また、出力書面等を保存している場合には、納税地等の所轄税務署長への手続を要せずその出力書面等による保存を可能とするよう、運用上、適切に配慮されることとなる。

「やむを得ない事情」について、施行規則や通達・Q&A等で具体的にどのように明示されるか引き続き留意が必要である。



令和4年度の税制改正トピックス

令和4年度の税制改正について、最新の情報を集めて掲載しています。

www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

お問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

email tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド ("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して"デロイトネットワーク") のひとつまたは複数指します。DTTL (または"Deloitte Global") ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するプロフェッショナルサービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク (総称して"デロイトネットワーク") を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。"Making an impact that matters" を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001